

会 議 録

会 議 名		令和6年度第5回文化財保護委員会				
開 催 日 時		2025年(令和7年)3月17日(月) 午後6時25分～午後7時40分				
開 催 場 所		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">藤沢市役所8階 8-1会議室</td> <td style="width: 30%;">傍聴者数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数		0
藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数					
	0					
出席者	審議会等の長	鈴木 良明				
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、川地啓文、矢島律子				
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 宇都上級主査 川口上級主査 串田主査 桐原主任 石井担当				
議題及び公開・非公開の別		議題(公開) 1 藤沢市文化財保存活用地域計画における文化財の定義及び歴史文化の特徴について 2 展示収蔵施設の整備について(非公開) 3 大庭城シンポジウムの報告				
非 公 開 の 理 由						
審 議 等 の 概 要		議題1～3について、事務局の説明後、質疑が行われた。会議の詳細については別紙のとおり。				
そ の 他						

会議録別紙

委員長

皆さんこんばんは。
令和6年度第5回の文化財保護委員会でございます。
今日の次第はお手元にある通りでございますけれども、議題は(1)(2)(3)
それからその他が掲げられております。順次進めてまいりたいと思います。
報告事項の(2)でございますが、「展示収蔵庫の整備について」、この件につ
きましては、藤沢市の情報公開条例第6条第3号に規定された審議に関する
情報に抵触するため、非公開扱いとしたいということでございますが、いかが
でございましょうか。ご了解いただけますでしょうか。はい。
ご了解をいただきました。
それでは順次次第に従って進めさせていただきたいと思います。まず議題の
(1)の協議事項でございます。
藤沢市文化財保存活用地域計画における文化財の定義および歴史文化の特徴
について、という協議事項が掲げられております。
これについてご説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局

はい。それでは簡単に概要からご説明をさせていただきます。
お手元のA3横の資料、「地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画」と
いう資料をご覧ください。こちらは文化庁が作成している資料になります。
表紙をめくっていただきまして1番に、地域計画とはという欄があるのです
が、図にもありますように、地域計画では未指定文化財を含めた文化財の総合
的、一体的な保存や活用が可能になります。
その際に、地域計画では文化財保護法に規定されている文化財に加えまして、
どのようなものを文化財として扱っていくのかを定義していく必要があります。
また文化財という言葉在市が決めた独自の名称に言い換えることも可能にな
ります。
文化財の定義については後ほどご説明をさせていただきます。
2番と3番は割愛をさせていただきまして、4番の「文化財を総合的・一体的
に把握する方法」というところをご覧ください。
こちら、真ん中の上辺りに「歴史文化とは」という記載があるかと思うので
すが、地域計画の中で歴史文化という考え方がありまして、そちらに記載され
ている文書を読み上げさせていただきます。「地域に固有の風土の下、先人によ
って生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・
活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史
や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴

をあらわす。」という記載がございます。

少しわかりにくいものにはなるのですが、歴史文化というのは市の通史ですか、文化財の概要というものではなくて、藤沢市がどのような地形や気候のもとに成り立っているのか、地形や気候を受けてどのような歴史を歩んできたのか、またどのような文化財があるのかということを、総体的に捉えたときに、どのような特徴が挙げられるのか、ということを記載する欄だということをご承知おきいただければと思います。

今後さらに地域計画の作業を進めていく中で、歴史文化の特徴というものを基に、様々な文化財をテーマですとかストーリーによって、一定のまとまりとして捉える関連文化財群というような考え方にも繋がってまいりますので、そちらも併せてご承知おきいただければというふうに思います。

次に、資料が変わりましてA3の縦で印刷されている「藤沢市文化財保存活用地域計画構成案」と記載されている資料は手元にありますでしょうか。そちらはですね、現在郷土歴史課が考えている地域計画の構成案というものになります。

今回お話をさせていただく文化財の定義というところについては、まずは序章ですね。序章の第4節藤沢郷土資源の定義、それから歴史文化の特徴に関しては第3章というところになります。

それでは詳しい内容については担当の方からご説明させていただきます。

事務局

はい、歴史文化の特徴に関しては私の方から説明させていただきます。資料の方は歴史文化の特徴（概要）と書いてあるA4のものをご覧いただければと思います。

現時点では、地域計画に掲載する歴史文化の特徴について、4つの特徴を考えております。

1つ目が水豊かな台地と丘陵、2つ目が湘南の海と砂丘、3つ目が重なりあう道と発展、4つ目が生業と信仰という4本の特徴を載せようと考えております。

1つ目と2つ目は、藤沢市の地形の大きな特徴である、相模台地、丘陵地帯といったところと、あとは川。そういった自然的な要素、2番目は海とですね湘南砂丘という自然的な要素から見た特徴というものを考えております。

3つ目については道をテーマにしまして、藤沢宿とか藤沢の各地域において、道というものがその藤沢市の歴史を語る上で欠かせないものであるのではないかというところで道というところをテーマにしております。

最後に、生業と信仰というところで、主に民俗関連なのですが、藤沢市各地の地形あるいは風土、そういったものから生まれてくる民俗的な要素、生業とい

委員長

ったものを加えていくためのテーマとして挙げています。詳しい概要につきましては、こちらかなり簡単なものになっているので、実際に地域計画の方に移るときにはですね、もう少しストーリーが肉付けされたものが掲載される予定になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

今ご説明がございました。以前から文化財保存活用地域計画というお話がございまして、前回の委員会でも、アンケートとかワークショップの結果ということで報告はございました。検討がだんだん進んでまいりまして、実際に報告書という体裁で形を作り上げていくという段取りになっているようでございますけれども、それが章立てとして、この案が出ております。その中でこの序章という部分、序章の4。藤沢郷土史資源の定義というんでしょうか、特色というんでしょうか、これについて今ご説明があったかというふうに思います。

これについて何か皆様方お気づきのことがあればと思いますが、特に今の説明で、藤沢市の歴史文化の特徴ということで4つの切り口といいましょうか。こういう台地と丘陵、それから海と砂丘、道、生業と信仰という4つのカテゴリーでこの歴史文化の特色を語ろうという、こんなご提案だったかというふうに思いますけれどもいかがでございましょうか。

この文化財保存活用地域計画は国の政策でもあって、それに基づいて地域のそれぞれの計画を作っていこう、というようなお話であったと思いますけれども、一番大事なところである藤沢の歴史・文化の、特色っていうんでしょうか。この辺をどう表現していくかということだろうと思います。

今ご提案のあったのは4つの切り口といいましょうか、カテゴリーで4つを用意したということでございますが、いかがでございましょうか。

感想的な話ですけど、藤沢の歴史に限らずこういう切り口だと、どこでもちょっと当てはまるような感じがするところがあるように、思いますけれども、藤沢の文化の特色、あるいは歴史の特色を見るときに、今4つの挙げられたこういったものから、見るとやはり特色が出てくるというのでしょうか。

これ以上に何か切り口といいましょうか、何かあればこの中に盛り込んでいければというふうに思います。一応、4つのカテゴリーをご用意されたということでございます。

逆に言うとこれが決まると、これに沿った話の展開っていうのが出てくるわけですね。

何かお気づきがあれば、ご発言をお願いします。

委員

資料1の「構成案」をみると、どういう内容で進まれるのかということがわか

る。結構だと思います。

第1章の1の「自然的・地理的環境」という部分については、以前に藤沢市で素晴らしい冊子を作られてますよね。あれをベースに書いていただくことが重要かなと思います。それと、第2章の「郷土資源の概要」の3番の「類型ごとの概要と特徴」については、「具体的な文化財は何がありますか」ということだと思うのですが、6番の「伝統的建造物群」が「該当なし」となっているのですが、「該当なし」というのは、これから包括的な検討をおこなう中で、どういうゴールを目指すのかという話になると思います。そのため、ここには書けないにしても、例えば1番の「指定登録文化財の概要と特徴」のところがスラッシュになっていますが、登録文化財が増えている藤沢宿に注目して、建造物群としての連携を将来的に考えていく1つのベースみたいなものがあるのかもしれないし、遊行寺さんも含めて藤沢宿を藤沢の大きな魅力として捉えていくという考え方は重要です。そのためここがスラッシュというのは勿体ない話で、それをベースに展開してみたいな書き方を考えると1番と2番というのはスラッシュじゃなくて何か書けるところだと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

事務局

ちょっとこちらの資料少しわかりにくかったんですが、そちらのスラッシュというのはですね、記載をしないという意味ではなくて、節の中で項が分かれていないので、節の内容もそちらに書くという表現になってますので、例えば今お話いただいた第2章の第1節っていうのは、指定・登録文化財の概要や特徴を書く欄になりますので、今お話いただいた国登録ですとかそういったところはその部分で記載をしていきたいなというふうに考えています。

委員

はいわかりました。それで4-4のどこへ繋がってくるっていうことですね。その辺の関連をぜひしっかりと明記してください。

委員

歴史文化の特徴（概要）のところを読ませていただいて、自然と文化・歴史の部分が重なっていくようなところに関して、僕は気候の特徴があると思うのです。

それは藤沢市に限らなくても茅ヶ崎、平塚でも同じなのですけども、やはり湘南地方の温暖湿潤の気候が非常に豊かな常緑の照葉樹林帯を作り上げ、それが緑の江の島の緑になり、古い寺社林になり、砂丘の緑になっていったわけです。大鋸町の鋸引き（おがびき）の歴史みたいなものを考えたときに、やはり何かこの照葉樹林帯が引き金になって鋸引きの伝統文化も生まれてきているという気がします。そういうところに自然と文化の関わりがあるのではないかと

	思います。
委員長	そのような要素も少し書き込むことができれば、うまく表現できればいいんじゃないかなと思います。 構成上序章から第7章まであるのですね。そこまで話を先にさせていただいていいかどうかというのはあるのですけれども、第1章の3の藤沢市の文化施設というのがございますね。 文化施設が列記されておりますけれども、例えば図書館とか、それからあるいは文書館ですよ。文書館はご存知の通り歴史資料がたくさん収蔵されて、いわゆる古文書を抱えてます。 しかも文書館には「江の島縁起」とか、いわゆる指定文化財を保管されてますよね。ですのでまさに関連施設ではないかなというふうに思います。図書館もおそらく郷土資料的なものがあるんじゃないかと思います。 その辺をうまく連携させるっていうか、やっぱり要素として文書館とか図書館というのは、この計画にやっぱり必要なんじゃないでしょうかね。 他にも何かあるかもしれませんけれども、ちょっとそんなことを感じましたので申し上げておきたいと思います。
委員	文化財の保存活用地域計画構成案を拝見させていただきました。いま委員長がご指摘された部分にも関わってきますが、これは郷土歴史課の主幹する施設という部分を中心に、立案の基準にされていらっしゃると思うんです。 しかし、大事なのは「藤沢の歴史文化」と表現されておりますが、例えばここ3番の藤沢市の文化施設という項目があります。いわゆる歴史に関する基礎資料であるとか、またそういうものを展示する場とか、そういう部類で記載されている遊行寺の宝物館、江島神社奉安殿、日大藤沢資料館、その他もありますね。同じ教育委員会部局の中で言えば、藤沢市教育文化センターとか、湘南台文化センターなども記載するべきなのでは、と思います。 「歴史文化」という概念の中には、「教育」の分野からも資料などがかなり残されてきておりますから、そのような資料もまた藤沢市にとって「歴史文化」の一つとして大事な部分があるのではないかと、と一番感じています。 これまで市文書館をはじめ、市長部局に事務移管ということもあったり、いろいろ変動があつて諸機関が分離されて、現在に至ってきているのだと思います。 やはり市内の文化施設の中では、その機関が蓄積してきた基礎的な資料なども含めて、取り込むような構成というものを考える必要があるのではないかと。 もっと言えば「歴史文化」概念のなかに、教育関係施設が持つ資料という、そ

	ういうものも含めて初めて歴史と文化がつくられるわけですから、市内にある様々な施設の中でも、基礎的な分野だが、将来にわたって残すべき資料、そういうものを、ここに取り込んでいただきたいなという感想を持ちました。以上です。
委員長	その辺書き込むにあたって、どこまでをとというのがきつとあるんだろうと思いますが、その辺をちょっとご検討いただいた方がよろしいかと思います。 もう一つですね、ここに江島の奉安殿さんが記載されてるんですけども、遊行寺さんもそうですが、他のお寺さんや神社は、そういう施設を持ってるところあるんですか。
事務局	こちらに記載をさせていただいたのが、神奈川県博物館協会に加入している館をこちらに挙げさせていただいたんですね。 また私達の中で取り上げるのに一定の線引きが必要だろうと思ってそういった形で記載をさせていただいてます。ただ今お話いただいたように文書館ですとか図書館とか文化センターっていうところは記載をしていくっていう検討していかなければいけないので、そういった中で他にどういったものが考えられるかっていうところも併せて検討していく必要があると思っています。
事務局	あと委員がおっしゃっていただいたように、神社やお寺それぞれで資料館のようなもので運営されているところもあります。盛岩寺さんや、宇都母知神社さんでは、昭和っぽいものや、地域の歴史に関する展示などをされているようです。 そうした部分は、もう少し幅広く挙げてみる中で、どこまで入れるか検討してみたいと思います。
委員	施設の関係では、県の施設ですが、グリーンセンターとその周辺は、地域の活性化のポイントとして重要だと思います。火災で被害を受けた後、復旧が進んでいないモーガン邸も、元々藤沢市さんと地元の方が一緒に共同して残しているということで連携して進めていたものですし、大鋸の非常に景観の良いところに建っているので、やはり地域ぐるみでっていうのはまさにそういうようなものに当てはまるんじゃないかと思います。そういった存在も、記述の対象の候補に挙げていただけるとありがたいと思います。 また、各地区の公民館で、いろいろ文化財を集めていたりとかをするような、公民館兼資料館施設みたいなものも、地域の文化のサテライトみたいな意味で位置づける、ということがあったらいいのかなと思いますので、ぜひ検討いた

できればと思います。

委員

1章の3、藤沢市内の文化施設となっていますけれど、これは博物館関連施設ってことで11施設書かれたってことでしょうか。

やっぱり地域計画ってことでしたら、いくつか種類に分けて、博物館に相当施設という、つまり展示をしている施設、それとは違って文書館のようなどころとか、地域のサテライト的な施設や神社・寺院とかも含めて、整理されたらいいのではないのでしょうか。それらのある程度整理、線引きしながら書いた方がいいのではないかと思います。

それから「郷土資源」っていう言葉ですけど、新しく造語でつくられた言葉ですよね。

「郷土資源の定義」というところで、従来の文化財と、これまで文化財として捉えられてこなかったものやこと、というふうに書いてありますが、文化財として捉えられてこなかった、認識がしっかりしていなかったということだけであって、藤沢市地域の歴史を正しく理解する上で欠かせない情報を持つものっていうのは、それこそ文化財の定義なんで、改めて「郷土資源」っていう造語を作る必要がどこまであるのかと疑問に思いました。

結局第2章の「類型ごとの内容と特徴」というところでは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、つまり国の文化財の定義に沿って分類して述べざるを得ないということで、「郷土資源」という新しい造語っていうのは、かえって混乱するのではないかと思います。

委員長

この辺は「郷土資源」という、その言葉を使いたかった理由っていうのが、何かお考えがあるんじゃないかなと思いましたけど、どうなんですかその辺はあまり一般的ではないのでは。

事務局

そうですね冒頭で申し上げたんですけども、文化財って言葉も他に変えられるところでまずこの地域計画を作っていく中で一つ郷土っていう言葉がキーワードになってくるかなっていうふうに考えているんですね。

郷土歴史課っていうのありますしその郷土愛あふれる藤沢っていうところがある中で、この郷土っていう言葉に対してどう向き合っていくといいかなっていうところを地域計画で今考えてる中で文化財の名称を言い換えられるのであればやはりその郷土っていう言葉を使いたかったっていうのが1つあります。

加えて郷土愛を形成するに当たって大事なものなんだよ、っていう意味も含めて「郷土資源」っていう言葉を使ったっていうこともあります。

	文化財っていう言葉もそうなんですが、もう少し郷土資源っていう言い方を して、また違う風にも捉えられるのかな、というところは考えていたので、文化 財という言葉ではなくて、独自の名称を設定したというところがありました。
事務局	委員がおっしゃっていただいたように、未指定のものも文化財であるという認 識の仕方、捉え方の問題かと思うのですが、一方で「未指定文化財」と言う ことによって、「大したことがないもの」、という印象にならないか、そこを何 とかしたいという思いがありました。 我々にとっては指定文化財も未指定文化財も同じように大切なものだとい うことをお伝えしたいんですけれども印象としてそういうことを伝えていくに はどうすればよいかという中で、造語で表現をさせていただいたというところ です。 まだこれから協議会の方に諮っていく中で、同じような意見出ると思います し、また良いアイデアが出てくる可能性もあるのかなとは思っています。 「未指定の文化財」という言い方をしたとしても、大切さが伝わるといったご 意見などもあるかと思しますので、頂戴した意見はまたいろいろ検討させてい ただきたいと思っています。
委員長	そうですね、あえてこういう言葉を使うというのは意味があるんだろうと思 いますので、それなりの何か理論武装みたいなものはしないといけないという気は しますけどね。
委員	こういう言葉は先ほど委員の方が言ったように、一般の人は初めて聞く言葉に なってしまうんですね。そうすると、その中身っていうのは丁寧に説明しない と、場合によっては文化財とは違うものなのかなと思っちゃうんですね。 このチャートを見ると、有形文化財、無形文化財、民俗文化財というように、 我々が今まで文化財と呼んでるものを総称して、地域的な捉え方として、こう いうものを総称して「郷土資源」と呼ぶというふうに、これを見るとわかるん ですけど、別の形でただ「郷土資源」という言葉が出てきてしまうと、今まで の文化財とはどう違うの、っていうのが1つありますよね。 それから藤沢独自でこの言葉を使うとすると、他の地域ではまた別の言い方を して、それがイコールの場合もあるかもしれないですね。だから、その辺は文 化庁にもこういう使い方についてどうなのかなと意見を聞いておく必要があ るし、紛らわしい言葉だとすれば、ちょっと考えなきゃいけないかなっていう 気がしますよね。 委員長が言ったように、藤沢独自の捉え方をしているっていうことならば、そ

れでいいんですけども、だとすれば、文化財とはちょっと違う捉え方してるんだってところを丁寧に説明していかないといけない気がしますよね。

もう1点あるのですが、章立ての中に、例えば4の歴史的背景というのがあって、これはいわゆる原始から現代まで藤沢市には歴史的に捉えられる事象や遺物とか遺跡とかっていうものがあるんですよってということだと思っんですね。それとその上にある文化施設というのがありますよね。これを見た時に、この時代のものは一体藤沢市ではどこに行ったら見られるのか、使えるのか、勉強できるのかっていうことがわかることが必要だと思うのです。そうすると、原始から現代まで、全ての時代についてそれぞれのものが見られるところが、この施設の中にあるのか、これはここです、これはここですって言うのだったら、小学校や中学校、高校でもここへ行って勉強すればいい、っていうことはあるんですけど、少なくとも原始と古代は一体どこに行ったら見られるんでしょうか、という問いには答えられないんじゃないかなと思いますね。

そういうことは承知してると思うのですが、だとすれば、この部分についてはどうするのかというようなことを省略しちゃうのじゃなくて、どうするのか、逆にさっき言った考え方をしっかりしておかないといけないですね。

場合によっては、1番のところの自然地形とか、さっき委員がおっしゃったように、色々な面から湘南地域っていう捉え方をすれば、茅ヶ崎とか平塚とか、場合によってはかつて茅ヶ崎・藤沢・平塚を合わせて考える。以前に湘南市をつくるっていう話がありましたよね。

そういう捉え方をするならば、平塚とか茅ヶ崎に博物館が既にあるので、そういうところと相談して、藤沢市ではなかなか施設整備が実現しないとすれば、茅ヶ崎市や平塚市に相談して、その博物館の中にちょっと入れるとかね。

藤沢ではないけれども、永久にないのか、それともこれから作ろうとするのか、そういう1つの指針みたいなものも書いておく必要があるんじゃないかなと思うのですね。

これ要するに作ったものは外にきつと出すでしょうから、大切なことは保存活用計画ですから、保存して活用する場所がないっていうのはおかしい話です。そういうことはしっかり説明できるようにしておく必要があるかなって気がしますね。

委員長

具体的にどういったような書き込み文章になってくるかっていうのが今委員おっしゃったように、もし足りなければ、ペーパー上の話ですから、将来的にどうのこうのっていう話でも、文章的にやっぱり表現しておかないといけないかもしれませんね。

ちょっと面倒くさい作業になるかもしれませんが、章立てができて、これから

具体的に書き込んでいく段階だとは思いますが、その中でこういう要素がやっぱり必要だっというようなことを、この委員会でご意見いただければいいのかなというふうに思います。

多分こういう構成になるだろうな、他市の計画書を見ても多分こういうような構成であろう、と思いますけれどもできればその中で藤沢らしさっていうのが出てくるといいなと思います。金太郎飴的になっちゃ面白くないなという気はします。

よろしゅうございましょうか。一応今後はこの案でいきたいということでございますが、実際に書き込みがこれから大変だろうと思います。それをどこかでチェックする、この委員会もその役割の1つかもしれませんが、早めに原稿が出るといい、と思います。

いろいろと委員会だけではなくて、庁内の調整とか、それから県とか文化庁との調整も入ってくるんだと思うのです。多分大変な作業になると思うのですが、早めに原稿というか、そういうものが上がった方がよろしいかなというふうに思います。よろしゅうございましょうか。

今、意見がいろいろと出ましたので、またご参考にしていただければというふうに思います。協議会の方もありますから、また協議会の方で何か意見も出てくるかと思っています。その辺よろしくお願ひしたいと思っています。

それでは次の議題にさせていただきたいと思っています。

(2) の報告事項でございます。

この議題は、先ほど申し上げましたが、藤沢市の情報公開条例第6条第3号に規定された審議に関する情報に抵触するため、非公開扱いとしたいということでございますが、いかがでございましょうか。

委員一同 了承。

委員長 はい。よろしゅうございましょうか。それでは議題を先に進めさせていただきます。その他ということでございますが、よろしいですか。

委員 そんな大したことではないんですけど、2月15日だったかな。第2回目の大庭城シンポジウムがございまして、昨年は大庭城に関わる郷土歴史課やら、大庭地区の郷土づくり推進会議やら、図書館やらって言う形で職員なんかも入ってのシンポジウムを行ったんですが、今年度は実は私、ちょうどガイドになって最初に任されたのが、大庭城だったんです。それで大庭城を少しもうちょっとちゃんと勉強しなきゃと思っていたら、たまたま大庭市民センターの郷土づくり推進会議が大庭城友の会を募集しますっていうことをチラ

シで見まして、ここに入れば皆さんと勉強できるかなと思って入会しました。そうしたら、これがとんでもない話になりました。

要は、どうやって大庭城を活性化し、市民のものにしていくか。県の史跡、国の史跡に上げていくかっていうようなことを皆さん一生懸命考えてらっしゃる様子なんです。友の会の会議に入ると、駐車場が狭いから何だかんだとか、いわゆる市民の苦情の場みたいなんになっていまして、いやこんなんじゃ駄目だよなと思いました。湘南の名城大庭城ってとってもどれだけの市民が知っているでしょう。もっと基本的なところから、大庭城を市民に知ってもらいましょうよ。そのためには、学校を活用するのがいいんじゃないですか、っていうような提案をしたら、皆さんが興味を示してくれました。学校を活用すると言ったって、学校の先生たちがその気になってくれなきゃしょうがないんで、学校でも使える大庭城関連の副教材を作り、それを学校の先生たちに見てもらって、学校で活用する下地みたいなものを私が作ったんですよ。それは子供向けの紙芝居のようなものなのですけども、第2回のシンポジウムで発表させていただいたんです。

その中身というのは、このワークショップの中でも大庭城副読本を作ったらどうですかみたいな提案をしたのですけれども、一つは鎌倉権五郎景政から大庭景親が殺されて大庭氏が滅亡するまでの間、平安の終わりから鎌倉の初期ぐらいまでを第1章とする。

第1章で大庭一族っていうタイトルでとにかく鎌倉権五郎景政っていうお侍がいて、奥州後三年の乱での八幡太郎義家との逸話とか、歌舞伎の暫の話とか、そんなものを取り入れながら、源平の合戦で大庭氏が家を守るために兄弟で源平に分かれて戦って没落するまでです。中世の武士っていうものがどのように成長し変遷していくとか、そういったことを絡めようと思いました。そこ学習指導要領で求めているところでもあるのです。先生に使ってもらうためには、学校で学ぶ教材としての価値がなきゃいけないと思って学習指導要領との整合性を考えてみました。小学校にはないんですけど、中学校にはこういった部分があるんで、その絡みで作っていったんです。

第2幕が扇谷上杉氏ということで、鎌倉時代から室町にかけて、一番大庭城が活発にいろいろとやっていた時代のお話を書いて、その中で取り上げたい武士が太田道灌だったのですね。

太田道灌という武士は、武士でありながら学者であり素晴らしい人物像があり逸話もたくさんあります。武士の成長っていうのが五郎景政から太田道灌になったときに、何か一つ中世っていうものが進化していつているという気がしまして、それを取り上げて、山吹の里のお話とかも入れました。

第3章がいよいよ早雲と舟地蔵のお話になっていくっていうことで、舟地蔵の

中心にある北条早雲、北条氏がこの辺りを治めていた。そんな中にやっぱり地元に残っている石川 4 人衆とか 7 人衆とか、辻堂 17 家とか、地元の人たちがこの辺りの開墾、開拓を進めて素晴らしい街づくりが進んでいったこと。

戦国の大名でも戦ばかりしていたのではなくて、やはり良い政治をした部分もあったのだということを子どもたちにもわかってほしい。船地蔵のお話を交えて、こんな 550 年に及ぶすばらしい壮大な歴史がこの地にある、とうとう大庭城はなくなっていったんだよと。だけどその当時の姿を本当に今でも残している貴重なお城なんだと。

このときに非常に面白いと思ったのは、僕の前文化財保護委員だった方が残してくれた吉田将監の伝説の資料ですね。吉田将監は扇谷上杉氏の家来であり柏山稲荷のあたりに屋敷のある川の堰番でした。大庭城は引地川の水の堰を切ると一帯は一面の沼になり、それが大庭城の重要な守りになっていたという、おそらく舟地蔵伝説のもとになった資料だと思います。こういう自然と歴史が絡んでくるお話なんかというのは、非常に理科の面でも社会科の面でも面白い。そんなことを交えて当日お話をしましたら、たまたまその日、駒寄小学校の校長が小学生を会場に連れてきてくれていて、客席からこのお話を聞いてる子どもが率直に感想を言ってくれたのが「こんなお話を聞いたら大庭城って私達にとって大事なものってわかります」っていうような発言をシンポジウムの中でしてくれましてね。もうとっても嬉しかったです。こういうようなことを学校の先生たちが興味持ってくれて、盛り上げてくれれば、これもソフト面ということで、市民に対して大庭城の知名度が上がっていくだろうな、大切な文化財としての価値っていうのが定着していったらいいな、そんな思いでやってみました。

郷土歴史課でも今度の夏に、教員向けにもそういう研修講座をやっていただけるといような話を聞いています。ぜひ、そういう部分で使ったらいいなと思ってます。

委員長

ありがとうございました。良いお話ですね。文化財保存活用地域計画の中にも、そういうものが入ってくるべきなんですよ。

そういうものを藤沢市は目指すというの、をやっぱ書き込んでいかなきゃいけないんですよ。計画化していかないといけないと思います。

いいお話ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。用意した議題とそれか委員からのご報告がありましたけれども何か他にあれば。よろしゅうございましょうか。

それではこれで私の司会は事務局の方に返しますので、どうぞよろしく願いいたします。

